

新型コロナウイルス感染症対策による家庭保育のご協力をして下さった  
保護者の皆様へ

## 保育料・給食費の取り扱いについて（4月分）

この度は新型コロナウイルス感染症対策による家庭保育のご協力をいただき、誠にありがとうございました。

3月13日付の事務連絡のとおり、ご家庭で保育をしていただいた場合におきましては、保育料・給食費については、登園した日分のみ徴収する日割り計算とさせていただきます。「私立認可保育園保育料・給食費に関する届出書」にご記入の上、各保育園にご提出ください。

またごきょうだいがいるご家庭につきましては、お手数ですがそれぞれの保育園にご提出ください。

保育料について：4月の申請分については、5月中旬以降に還付の決定通知書及び請求書をお送りいたしますので、請求書に必要事項をご記入の上、同封しました返信用封筒にて、子ども育成課までご返送ください。

※他の自治体から通われている方については、取り扱いが異なりますので、お住まいの自治体にお問い合わせください。

給食費について：取り扱いにつきましては、各保育園にお問い合わせください。

◎4月分の保育料・給食費の申請〆切日は5月8日（金）です。各保育園にご提出ください。

◎保育料・給食費の日割り計算の対応は、今回の新型コロナウイルス感染症対策による家庭保育のご協力をいただいた場合に限りです。

<お問い合わせ先>

保育料：三鷹市子ども政策部子ども育成課  
0422-45-1151 保育施設係(内線 2733)

給食費：みたかつくしんぼ保育園